

訪 問 看 護 (医療保険)

契約書・内容説明書

重要事項説明書

社会医療法人共愛会

あやめ訪問看護ステーション

訪問看護重要事項説明書

1. 事業所（ステーション）の概要

(1) 提供できるサービスの地域と種類

事業所名	あやめ訪問看護ステーション
所在地	北九州市戸畑区明治町10-18
管理者の氏名	田邊 貴子
電話番号	093-871-5917
FAX番号	093-871-5919
事業所番号	4066490030
サービス提供地域	戸畑区・若松区・小倉北区・八幡東区

* 上記地域以外でもご希望の方は御相談下さい。

(2) 事業所の体制

	資格	常勤	非常勤	兼務	業務内容
管理者	看護師			1名	職員及び業務の管理 指定訪問看護の提供
訪問看護師	看護師	9名		1名	指定訪問看護の提供
理学療法士	理学療法士	4名		1名	指定訪問看護 (リハビリテーション) の提供
作業療法士	作業療法士	1名		1名	同上
言語聴覚士	言語聴覚士	1名		3名	同上

(3) サービス提供の時間帯及び営業日

訪問看護

営業日	営業時間帯
月曜日～日曜日	8:30～17:00
営業しない日	(原則として) 12月30日～1月3日

(4) 事業所であわせて実施するサービス

サービスの種類 (介護保険指定番号)	サービスを提供する地域
・居宅介護支援事業所 (4070300050)	戸畑区・若松区・小倉北区・八幡東区
・訪問介護 (4070300027)	戸畑区・若松区・小倉北区・八幡東区

2. 事業所の目的と運営方針等

(1) 事業の目的

社会医療法人共愛会が開設するあやめ訪問看護ステーションが行なう介護保険法、老人保健法、及び健康保健法に規定される指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

この事業は、ステーションの看護師等が、疾病・負傷等により居宅において継続して療養を受ける状態にある者であって、かかりつけ医が指定訪問看護の必要性を認められた利用者に対し、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

(2) 事業の運営方針

事業にあたる看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全面的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の向上を重視した在宅療養生活が継続できるように適切な事業の提供を行なう。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. サービスの内容等

- (1) 病状、障害の観察
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- (3) 療養上の世話
- (4) 褥創の予防、処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 利用者や家族に対する療養生活や看護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

4. 利用者負担金

(1) 老人保健法、医療保険法による訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとし、医療費及びその他の利用料とします。

基本利用料	老人保健法	1割又は3割(上限有り)
	健保本人 (退職国保本人)	2割
	健保家族 (一般国保)	3割
交通費		200円
営業日以外の利用料		別紙
死後処置		10,000円

訪問看護療養費

所要時間	費用内容
①訪問看護基本療養費〔Ⅰ〕 （）内は准看護師の場合	週3日まで 5,550円(5,050円)×訪問日数 ※末期がん、神経難病等の利用者は、上記に加え 週4日目以降 6,550円(6,050円)×訪問日数 (理学療法士等は5,550円×訪問日数) ※急性増悪・終末期等により、主治医から週4日以上 の頻回な訪問看護が必要である旨の「特別訪問看護指 示書」の交付を受けた場合、指示の日から14日を限度 に訪問看護ができる。(月に1回限り、但し、別に 厚生労働大臣が定める者については2回)
②訪問看護管理療養費	1日目は10,030円 2日目以降3,000円×訪問日数
③難病等複数回訪問加算	4,500円 1日2回訪問の場合/回数 8,000円 1日3回以上訪問の場合/回数
④長時間訪問看護加算	人工呼吸器使用者で訪問看護が2時間を超える場合 5,200円/週1回
⑤特別管理加算	2,500円/月 重症度の高い利用者の場合は5,000円/月
⑥24時間対応体制加算	6,800円/月 電話連絡対応、緊急時訪問看護対応
⑦退院時共同指導加算	8,000円
⑧退院支援指導加算	6,000円
⑨在宅患者連携指導加算	3,000円/月 医師と連携し、患者・家族への助言指導
⑩在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	2,000円/月2回 患者の急変時に、主治医等が患者宅を訪問し、関係者 で診療方針等のカンファレンスを行った場合
⑪ターミナルケア療養費	25,000円
⑫訪問看護ベースアップ 評価料	780円/月
⑬訪問看護医療DX 推進体制整備加算	50円 業務効率化や質の高いサービスを提供するためにデ ジタル技術を取り入れている
⑭複数名訪問看護加算	看護師のみ場合 4,500円/週1回 看護補助との場合 3,000円/週3回まで
⑮情報提供療養費1	1,500円/月

⑯緊急訪問看護加算	2,650円/日（月14日目まで） 月15日目以降2,000円/日 利用者又はその家族が求めた場合や主治医の指示により、緊急に訪問看護を実施した場合
⑰特別管理指導加算	2,000円 特別な管理が必要な者に対して退院時共同指導加算を行った場合の加算
⑱夜間・早朝訪問看護加算	6時～8時・18時～22時 2,100円
⑲深夜訪問看護加算	22時～6時 4,200円
⑳訪問看護基本療養費（Ⅱ） （同一建物居住者） （）内は准看護師の場合	<p>同一日に2人 週3日まで 5,550円（5,050円）×訪問日数 ※末期がん、神経難病等の利用者は、上記に加え 週4日目以降 6,550円（6,050円）×訪問日数</p> <p>同一日に3人以上 週3日まで 2,780円（2,530円）×訪問日数 ※末期がん、神経難病等の利用者は、上記に加え 週4日目以降 3,280円（3,030円）×訪問日数</p> <p>※急性増悪・終末期等により、主治医から週4日以上 の頻回な訪問看護が必要である旨の「特別訪問看護指 示書」の交付を受けた場合、指示の日から14日を限 度に訪問看護ができる。（月に1回限り、但し、別に 厚生労働大臣が定める者については2回）</p>

私は、「加算の説明」を受け同意します。

令和 年 月 日

氏名

（2）領収書の発行

事業所は、利用者から利用者負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

（3）その他

日常生活上必要な物品は利用者負担とします。また、急変時に看護師が救急車に同乗して病院へ行った場合、看護師の帰りの交通費はご利用者負担となります。

5. キャンセル料

利用者は文書で通知することにより、契約を解除することが出来ます。

6. 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行なうと共に、速やかに主治医へ連絡し、適切な処置を行なうこととします。

主治医	氏 名	
	電 話	
	住 所	

7. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当 事 業 所 ご利用相談窓口	窓口担当者	田邊 貴子
	ご利用時間	月曜日から金曜日 8：30～17：00
	ご利用方法	電話 093-871-5917 面接 北九州市戸畑区明治町10-18 あやめ訪問看護ステーション

8. 事故発生時の対応及び損害賠償

事故発生の際は、直ちにご家族、並びに保険者（市町村）に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、事故の原因を解明し、再発防止の対策を講じます。
なお、当事業所は全国訪問看護事業協会の保険に加入しております。

9. 秘密保持及び個人情報の使用

(1) サービスを提供するにあたり個人情報を使用する場合には、ご利用者及びご家族の同意を得た後、「社会医療法人共愛会個人情報保護方針」に基づいて行います。

(2) 従業員が業務上知り得た秘密及び個人情報は、従業員でなくなった後においても第三者に漏らすことはありません。

10. 身体拘束の適正化について

看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）は行いません。緊急やむを得ず身体拘束を行う際は、事業所で設置する身体拘束廃止推進委員会で手続きを進め、利用者や家族に対し、身体拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間などを詳細に説明し、同意をとらせていただきます。常に再検討し、身体拘束を解除できるように努めていきます。

1 1. 虐待の防止・ハラスメントについて

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待・ハラスメント防止に関する責任者を選定しています。責任者は田邊貴子です。

(2) 苦情解決体制を整備しています。

(3) 従業者に対する虐待・ハラスメント防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施しています。

(4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報します。

1 2. 事業継続計画について

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じます。自然災害や感染症の蔓延等により、事業所の出務に支障が生じた際には、やむを得ず、事業の縮小又は一時的に休業する場合があります。それに伴い訪問調整や、近隣の訪問看護ステーションに代行訪問を調整する場合があります。

1 3. 事業者の概要

名称・法人種別	社会医療法人共愛会 あやめ訪問看護ステーション	
代表者名	理事長 下河辺 智久	
所在地・連絡先	所在地	北九州市戸畑区明治町10-18
	電話番号	093-871-5917
	FAX番号	093-871-5919

1 4. その他

当訪問看護ステーションは看護学生の実習を受け入れております。学生に在宅生活における看護技術の見学や実習で学生を同行させる場合があります。看護学生の実習にご理解とご協力を宜しくお願い致します。

看護学生の同行の可否の確認をさせていただきます。

- ・同行しても良い
- ・同行は嫌だ

訪問看護利用契約書

利用者

事業者 あやめ訪問看護ステーション

訪問看護を利用するにあたり、重要事項の説明及び重要事項の交付を受けて、下記のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 指定訪問看護事業者（以下、「事業所」という。）は、利用者に対し、医療保険法の趣旨に従って、利用者が可能な限り在宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護を行ないます。

(受給資格の確認)

第2条 訪問看護の利用の開始に当たって、利用申込者が指定訪問看護等の提供を受ける資格があることをその者の提示する被保険者証又は健康保険証の医療受給者証により確かめます。

(契約期間と更新)

第3条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。

2 この契約は、契約満了の1ヶ月前までに利用者から事業者に対して、文章による契約終了の申し立てがない場合は、自動更新するものとします。

(訪問看護の内容及びその提供)

第4条 利用者が提供を受ける訪問看護の内容は、最終頁の「訪問看護内容説明書」（以下、「説明書」という。）に定めたとおりです。

2 事業所は、「説明書」に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。

3 事業所は、看護師等を利用者の居宅に派遣し、主治医の「訪問看護指示書」（以下、「指示書」という。）に従って、「説明書」に定めた内容の訪問看護を行ないます。

4 看護師等は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者又はその家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

5 利用者の病状、心身の状況及び経過、その置かれている環境、看護目標、その他の療養上必要な事項について利用者及び家族に理解しやすいように指導又は説明を行ないます。

(主治医との連携)

第5条 利用対象者は、その主治医が訪問看護等の必要性を認められたものに限られることを踏

まえ事業所は、訪問看護等の提供の開始に際し、利用者の主治医が発行する「指示書」の交付を受けなければなりません。

2 事業者は主治医と連携を図り、訪問看護等を提供するため、定期的に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出します。

(緊急時の対応)

第6条 看護師等が現に訪問看護等の提供を行なっているときに、利用者の病状に急変が生じた場合には、速やかに主治医に連絡し指示を求めるとともに、必要に応じて臨時急応の手当てを行なう等の適切な措置を講じます。

(事故発生時の対応)

第7条 利用者に対する事故が発生した場合は、地方社会保険事務局長、市町村又は、健康保険組合、利用者の家族に対して連絡を行なう等の必要な措置を講じるべきとともに、利用者に対する賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なうこととします。
ただし、事業者が故意損失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。

(利用料の徴収)

第8条 事業者は、当月の利用負担者の請求に明細を付して、翌月 10 日までに利用者に請求し、利用者は、ゆうちょ銀行・福岡銀行（ワイドネットサービス）引き落とし、または現金により支払います。
2 事業者は、利用者から利用者負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

(利用料の滞納)

第9条 利用者が正当な理由なく利用料を 2 ヶ月以上滞納した場合は、事業者は文章により 10 日以上以上の期間を定めて、その期間内に滞納額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告をすることができます。
2 事業者は、前項により解約に至るまでは、滞納を理由として訪問看護の提供を拒むことはありません。

(契約の終了)

第10条 次の事由に該当した場合は、この契約は終了します。

- (1) 主治医から終了の指示があったとき
- (2) 利用者が死亡したとき
- (3) 利用者の所在が、2 週間以上不明になったとき

(利用者の解約権)

第11条 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- (1) 事業者が、正当な理由なく訪問看護の提供をしないとき
- (2) 事業者が、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為をおこなったとき

(事業者の契約権)

第12条 事業者は、利用者からの故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、この契約書の目的を達することが困難となったときは、文書により2週間の予告期間をもってこの契約を解除することができます。

(苦情処理)

第13条 事業者は、利用者からの訪問看護の提供に関する相談、苦情に対応窓口を当事業者に設置し、迅速かつ適切に対応します。

2 事業者は、利用者が苦情申し立てを行なった場合、これを理由としていかなる不利益な扱いはいたしません。

(裁判管轄)

第14条 この契約に関する紛争の訴えは、利用者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(契約外事項)

第15条 この契約に定めのない事項については、健康保険法・老人保健法、その他諸法令の定めるところによります。

(協議事項)

第16条 この契約に関して争いが生じた場合、第1条記載の目的のため、当事者が信義に従い誠実に協議したうえで解決するものとします。

訪問看護内容説明書

区 分	適 用
訪問回数	週 回 (曜 日 ・ 曜 日 ・ 曜 日)
自己負担金	訪問看護に要する費用の (一般の方) 1 割
	または (一定以上の所得の方) 3 割
	交 通 費 1 回につき 2 0 0 円
	基本外利用料
	営業日以外 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 3 0 分 毎 1 , 5 0 0 円
	死後処置 1 0 , 0 0 0 円

※上記のほか、利用者に訪問看護の実施に必要な衛生材料費、利用者宅の水道、ガス、電話の費用を負担していただきます。

※看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、お受けできません。

※急変時病院へ行く際、看護師等が救急車に同乗した場合、看護師の帰りの交通費はご利用者負担とします。

当事業所における個人情報の取り扱いについて

当事業所の内部での利用目的

- ① 訪問看護提供の目的
- ② 医療保険・介護保険事務の目的
- ③ 事業所の運営管理業務目的
 - ・会計・経理での利用
 - ・事故等の事業者内報告での利用
 - ・介護サービス質の向上のため
 - ・介護の質向上を目的とした事例検討会議
 - ・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・外部監査機関への情報提供

第三者への情報提供

- ① 訪問看護サービスの提供にあたって、他事業者等に情報提供する場合
 - ・サービス担当者会議に必要な場合
 - ・サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等の場合
 - ・介護サービス事業者との連絡調整に必要な場合
 - ・ご利用者に病状の急変が生じた場合の主治医等への連絡の場合
- ② ご利用者の心身の状況などをご家族に説明する場合
- ③ 医療・介護保険事務に関する情報提供をする場合
 - ・国民健康保険団体連合会へのレセプトの提出
 - ・国民健康保険団体連合会又は保険者からの照会への回答の場合
- ④ 賠償責任保険に係る保険会社への相談又は届出をする場合
- ⑤ 看護学生等の実習への協力をする場合

その他、個人情報保護法上、第三者提供する際の本人の同意が不要な例外として、法に基づく場合、人の生命・身体や財産保護のため必要であって本人の同意を得ることが困難な場合、公衆衛生の向上、児童の健全な育成推進に特に必要であって本人の同意を得ることが困難な場合、国や地方公共団体等の事務の遂行に協力する必要があるため本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるときがあります。

社会医療法人 共愛会

個人情報保護方針

プライバシーポリシー

当事業所では、ご利用者及びそのご家族の方等に関する個人情報を適正に取扱うことは、介護サービスに携わるものとしての重大な責務であると考えております。

そのことに鑑み、以下の個人情報保護方針を定め、職員一同この方針に従い、個人情報の適正な取扱い、安全管理に努めます。

個人情報の取得・利用・提供

当事業所がご利用者から個人情報を取得する場合には、その利用目的を明確にした上で、業務上に必要な範囲で、適正かつ公正な手段により個人情報の取得・利用・提供を行います。

個人情報の利用および提供について

当事業所は、ご利用者の個人情報の利用につきましては、以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて使用いたしません。

- ◎ ご利用者の了解を得た場合
- ◎ 個人を識別あるいは特定できない状態に加工して利用する場合
- ◎ 法令等により提供を要求された場合

当事業者は、法令の定める場合等を除き、ご利用者の許可なく、その情報を第三者に提供いたしません。利用目的につきましては「個人情報取扱いについてのご案内」をあわせてご覧ください。

情報の適正管理について

当事業所は、ご利用者の個人情報について、正確かつ最新の状態に保ち、個人情報の漏えい、紛失、破壊、改ざんまたは不正なアクセスを防止することに努めます。

個人情報の確認・修正等について

当事業所は、ご利用者の個人情報の開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、当法人の「情報の提供等に関する指針（ガイドライン）」等に従って対応いたします。

また、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も、調査し適切に対応いたします。

法令の遵守と個人情報保護の仕組みの改善

当事業所は、個人情報保護に関する日本の法令、その他の規範を遵守するとともに、上記の各項目の見直しを適宜行い、個人情報保護の仕組みの継続的な改善を図ります。

あやめ訪問看護ステーション

令和4年4月1日 改訂

訪問看護サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

<事業者>

所在地 北九州市戸畑区明治町10-18
事業者名 社会医療法人共愛会 あやめ訪問看護ステーション
代表者名 理事長 下河辺 智久
(指定番号 4066490030)

<説明者>

所属 社会医療法人共愛会 あやめ訪問看護ステーション

氏名 _____

私は、本書面により、重要事項・契約内容及び訪問看護内容について説明を受け、了承し契約します。また、「社会医療法人共愛会個人情報保護方針」に基づいて個人情報を提供することに同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住所 _____

氏名 _____

<利用者代理人（選任した場合）>

住所 _____

氏名 _____

私は、「社会医療法人共愛会個人情報保護方針」に基づいて個人情報を提供することに同意します。

令和 年 月 日

(続柄) _____ (家族の氏名)